

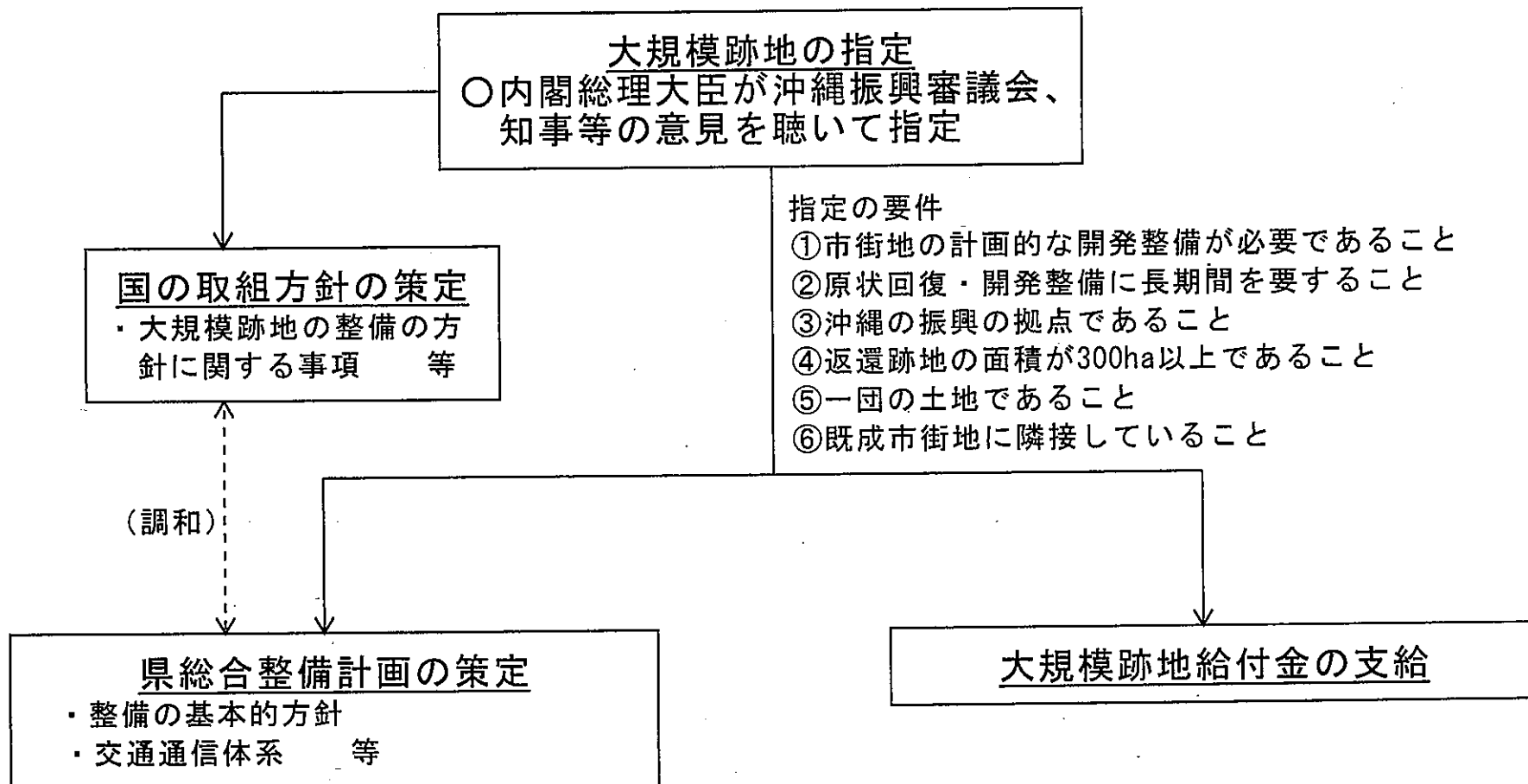
ウ 特定跡地の指定

沖縄振興特別措置法に基づき、平成15年3月末に返還された「キャンプ桑江北側地区等」（北谷町）を特定跡地として指定（平成15年10月8日に告示）。

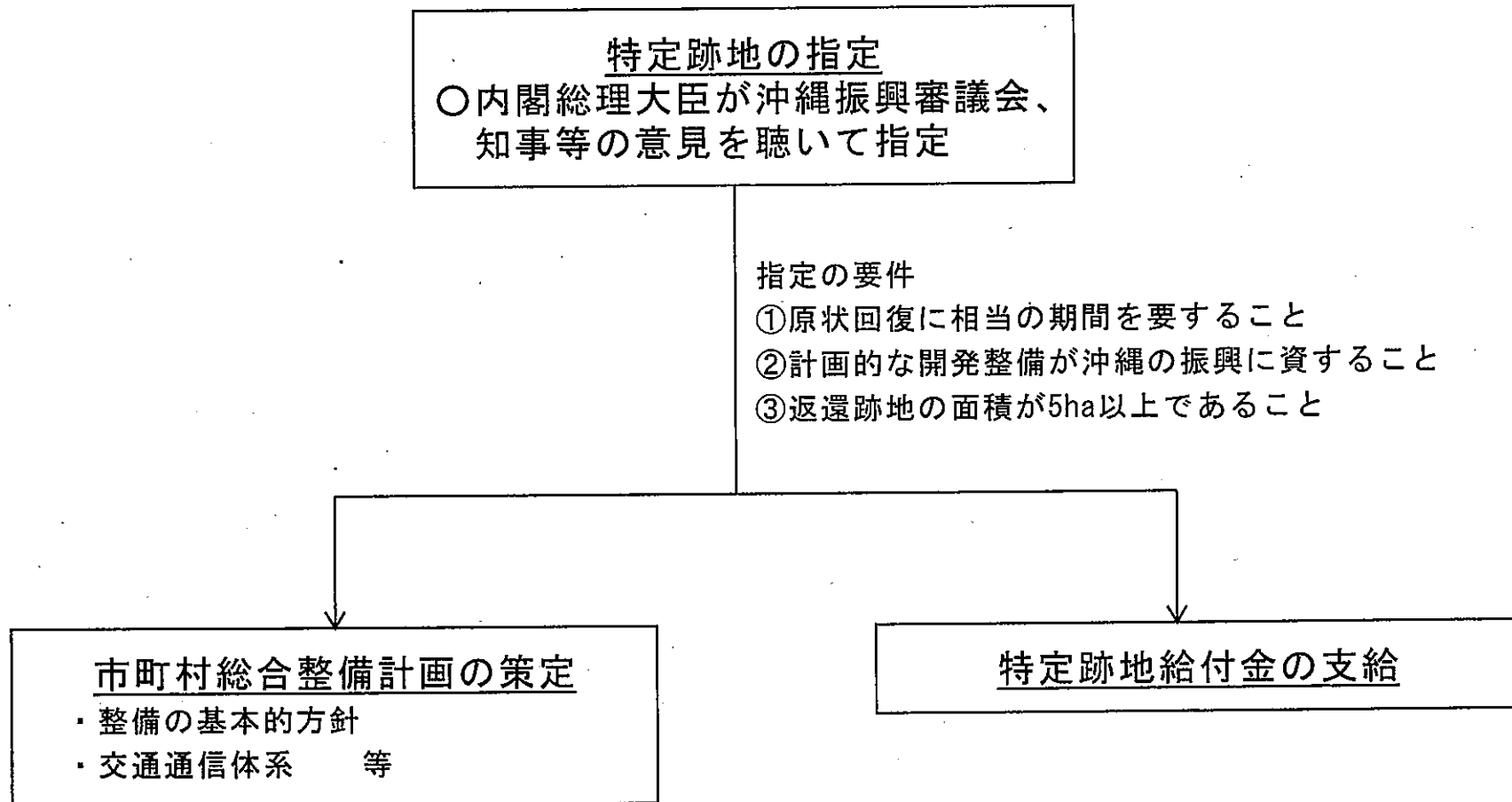
特定跡地については、返還後3年経過後も使用・収益していない所有者等に対しては、特定跡地給付金を支給。この給付金の支給の限度期間については、「原状回復に要する期間」を勘案して個別に政令で定めることとなっており、平成18年4月から1年6月とすることが閣議決定された（防衛施設庁所管）。

エ 沖縄振興特別措置法における制度的枠組み

「大規模跡地」の指定



「特定跡地」の指定



(注) 大規模跡地給付金及び特定跡地給付金は、返還後3年を経過しても使用・収益がされていない土地所有者等に対して支給するもの。

(参考) 「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」
 (駐留軍用地返還特措法) に基づく給付金

駐留軍用地の返還後、引き続き当該土地の使用・収益がされていない土地の所有者等に対しては、返還日の翌日から3年を超えない期間内で、駐留軍用地返還特措法に基づく給付金が支給される。

給付金の支給期間				
所有者等への支払	駐留軍用地として提供している期間	返還	3年間	特例による延長期間
賃貸借料	→			
給付金 (駐留軍用地返還特措法)			→	
※ 大規模跡地給付金 特定跡地給付金				→

③ 沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業（島田懇談会事業）について

ア 事業の内容

- ・ 沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会の提言（平成8年11月）を受け、沖縄県の米軍基地所在市町村から提案されたプロジェクトの調査及び施設整備等
- ・ 対象は25市町村（38事業、47事案）
平.14.4.1及び17.4.1の市町村合併により、現在21市町村
- ・ 内閣府に一括計上し、実施省庁へ移替え

（注）「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会」の提言に基づく、基地所在市町村振興のための特別プロジェクトの目的

- ・ 市町村の経済を活性化し、閉塞感を緩和し、なかんずく、若い世代に夢を与えられるもの。
- ・ 継続的な雇用機会を創出し、経済の自立化につながるもの。
- ・ 長期的な活性化につなげられる「人づくり」を目指すもの。
- ・ 近隣市町村も含めた広域的な経済振興や環境保全に役立つもの。

イ これまでの経緯

平成8年8月 「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会」の設置

- 11月 懇談会提言（島田座長発言：事業期間7年間で、総事業費は数百億円から1千億円）
閣僚懇での総理発言（実現のため最大限努力）
" 大蔵大臣発言（円滑に実施されるよう最大限努力）

9年6月 「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会の提言の実施に係る有識者懇談会」の設置

12年5月 有識者懇談会報告書

- ・全38事業、47事案の確定
- ・事業期間の5年程度の延長を提言
(平成9年度～平成15年度までの事業期間を平成19年度まで延長)

ウ 予算措置状況

平成9年度 (当初)	1,689	(百万円)
(補正)	778	
平成10年度 (当初)	3,354	
(補正)	1,821	
平成11年度 (当初)	5,143	
(補正)	2,413	
平成12年度 (当初)	7,453	
(補正)	1,202	
平成13年度 (当初)	8,053	
平成14年度 (当初)	8,805	
平成14年度 (補正)	3,063	
平成15年度 (当初)	8,317	
平成16年度 (当初)	8,073	
平成17年度 (当初)	7,807	
平成18年度 (当初)	7,570	
平成19年度 (当初)	6,509	

平成19年度までの計 82,050 (百万円)

総事業費	約	1,000	億円
うち国費	約	900	億円